

## 鳥取県森林整備地域活動支援交付金等交付要綱

制 定 平成14年5月20日付林第62号

最終改正 令和6年5月20日付第202400045117号

鳥取県農林水産部長通知

### (趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、森林整備地域活動支援交付金及び市町村推進事務補助金（以下「本交付金等」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (交付目的)

第2条 本交付金等は、国土の保全、水源涵養及び地球温暖化防止等の森林の多面的機能の発揮に資するため、意欲と能力を有する森林所有者又は森林経営の委任を受けた者による面的なまとまりを持って作業路網や森林の保護に関する事項も含む計画の作成を促進する「森林経営計画作成促進」、森林施業等の実施の前提となる森林所有者・境界の明確化を行う「森林境界の明確化」、森林所有者の不明な森林について公的書類を活用して森林所有者を探索・確認する「森林所有者の探索」及び森林経営計画の作成や森林境界の明確化に必要となる既存路網の簡易な改良を行う「森林経営計画作成・森林境界の明確化に向けた条件整備」のための地域における活動（以下「地域活動」という。）の確保を図ることを目的として交付する。

### (交付金等の交付)

第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、市町村又は森林所有者等が森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策補助金等交付等要綱（平成30年3月30日付29林政政第893号農林水産事務次官依命通知）、林業・木材産業循環成長対策交付金実施要領（令和5年3月30日付4林政経第899号林野庁長官通知。以下「交付金要領」という。）等に基づいて行う別表の第1欄に掲げる事業（以下「対象事業」という。）について、次に掲げる市町村に対し、予算の範囲内で本交付金等を交付する。

(1) 別表の第1欄に掲げる森林整備地域活動支援交付金交付等事業（以下「交付事業」という。）を行う森林所有者等（以下「交付対象者」という。）に対し、森林整備地域活動支援交付金（以下「交付金」という。）を交付する市町村

(2) 対象事業及び市町村推進事務（以下「補助事業」という。）を行う市町村

2 本交付金等の額は、次に掲げるとおりとする。

(1) 交付事業にあつては、別表の第2欄に定める経費（以下「交付対象経費」という。）の額（仕入控除税額（交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）に対し、同表の第3欄により算定して得た額（以下「県交付金」という。）以下とする。

(2) 補助事業にあつては、別表の第2欄に定める経費（以下「補助対象経費」という。）の額（仕入控除税額を除く。）に、同表の第3欄により算定して得た額以下とする。

3 事業主体は、対象事業の実施に当たっては、鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、県内事業者への発注に努めなければならない。

### (交付申請の時期等)

第4条 本交付金等の交付申請は、地方事務所（東部農林事務所八頭事務所、中部総合事務所、西部

総合事務所及び西部総合事務所日野振興センターをいう。以下同じ。)の長が別に定める日までに行わなければならない。

- 2 規則第5条の交付申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第1号によるものとする。
- 3 本交付金等の交付を受けようとする者は、当該者が免税事業者、簡易課税事業者、特定収入割合が5パーセントを超えている公益法人等（消費税法別表第三に掲げる法人及び同法第2条第7項に規定する人格のない社団等をいう。）若しくは地方公共団体であるとき、又は仕入控除税額が明らかでないときは、前条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む交付対象経費の額に別表の第3欄により算定して得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

(交付決定の時期等)

第5条 本交付金等の交付決定は、交付申請を受けた日から起算して、その財源に充当する国の交付金等の交付を知事が申請してから当該交付の決定を受けるまでの日数に、原則として30日を加えた日数が経過する日までの間に行うものとする。

- 2 本交付金等の交付決定通知は、様式第2号によるものとする。
- 3 知事は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第3条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本交付金等の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

(間接交付)

第6条 本交付金等の交付決定を受けた市町村長は、交付金の交付に当たり、交付対象者に対し、次の表の左欄に掲げる規則の規定（これらの規定中同表の中欄に掲げる字句を同表の右欄に掲げる字句に、それぞれ読み替えたものとする。）に準じた内容の条件を付さなければならない。

第12条（第4項を除く。）、第13条、第14条、第16条第2項後段、第17条、第25条及び第26条	補助事業者等	交付対象者
	補助事業等	交付事業
	知事	市町村長
	様式第2号による	市町村長が定める
	対象事業	交付事業
	様式第3号による	市町村長が定める
	補助金等及び間接県費補助金等	交付金

(承認を要しない変更)

第7条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、別表の第4欄に掲げるもの以外の変更にする。

- 2 第5条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

(対象事業の変更等の承認)

第8条 市町村長は、第6条の規定により付した規則第12条の規定に準じた内容の条件に基づき、対象事業について変更等の承認をしようとするときは、あらかじめ規則様式第3号による申請書を知事に提出して、その承認を受けなければならない。

- 2 第5条第1項の規定は、前項の規定による知事の承認について準用する。
- 3 市町村長は、第1項に規定する条件に基づき、規則第12条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の別に定める変更等を定めるに当たっては、別表の第4欄に掲げる変更並びに対

象事業の中止及び廃止を定めてはならない。

(指示等の報告)

第9条 市町村長は、第6条の規定により付した規則第13条又は第16条第2項後段の規定に準じた内容の条件に基づき、交付対象者に対して指示をし、又は交付対象者から報告を受けたときは、直ちにその旨を知事に報告しなければならない。

(実績報告の時期等)

第10条 規則第17条第1項の規定による報告(以下「実績報告」という。)は、次に掲げる日までに行わなければならない。

(1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあっては、対象事業の完了又は中止若しくは廃止の日から20日を経過する日と、本交付金等の交付決定のあった年度の翌年度の4月5日のいずれか早い日

(2) 規則第17条第1項第3号の場合にあっては、交付決定のあった年度の翌年度の4月5日

(3) 本交付金等の全額が概算払により交付された場合(対象事業が中止され、又は廃止された場合を除く。)にあっては、交付決定のあった年度の翌年度の4月10日

2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第1号によるものとする。

3 本交付金等の交付を受ける者(以下「交付事業者」という。)は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額(以下「実績報告控除税額」という。)が交付決定額に係る仕入控除税額(以下「交付決定控除税額」という。)を超える場合は、交付対象経費及び補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。

4 交付事業者が、仕入控除税額を含む額で交付決定を受けた一般課税事業者であり、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合においては、様式第3号により速やかに知事に報告を行うこととする。なお、その額が実績報告控除税額(交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額)を超えるときは、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

(交付金等の支払)

第11条 市町村長は、対象事業に係る本交付金等の支払を受けたときは、その支払を受けた額に応じた額の本交付金等を、遅滞なく交付対象者に支払わなければならない。

(提出書類の部数等)

第12条 規則及びこの要綱の規定により市町村長が知事に提出する書類は、正本1部及び副本1部とし、所轄の地方事務所の長に提出しなければならない。

(雑則)

第13条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本交付金等の交付について必要な事項は農林水産部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行し、平成14年度から平成18年度までの交付事業及び補助事業について適用する。

附 則

1 この要綱は、平成16年5月7日から施行する。

- 2 前項の規定にかかわらず、平成16年3月31日までに旧要綱により、交付決定した交付金等については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正は、平成19年5月10日から施行し、平成19年度から平成23年度までの交付事業及び補助事業について適用する。
- 2 前項の規定にかかわらず、平成19年3月31日までに旧要綱により、交付決定した交付金等については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正は、平成21年5月7日から施行し、平成21年度から平成23年度までの交付事業及び補助事業について適用する。
- 2 前項の規定にかかわらず、平成21年3月31日までに旧要綱により、交付決定した交付金等については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正は、平成21年10月23日から施行し、平成21年度から平成23年度までの交付事業及び補助事業について適用する。ただし、交付金要領第7及び第8の規定に基づき行われる地域活動に係る交付事業については、平成21年度から平成22年度までの適用とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、平成21年3月31日までに旧要綱により、交付決定した交付金等については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正は、平成22年6月25日から施行し、平成22年度から平成23年度までの交付事業及び補助事業について適用する。ただし、交付金要領第7及び第8の規定に基づき行われる地域活動に係る交付事業については、平成22年度限りの適用とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、平成22年3月31日までに旧要綱により、交付決定した交付金等については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正は、平成23年4月28日から施行し、平成23年度の交付事業及び補助事業について適用する。
- 2 前項の規定にかかわらず、平成23年3月31日までに旧要綱により、交付決定した交付金等については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正は、平成24年3月29日から施行し、平成24年度から平成28年度までの交付事業及び補助事業について適用する。ただし、交付金要領第6の規定に基づき行われる地域活動に係る交付事業については、平成24年度限りの適用とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、平成24年3月31日までに旧要綱により、交付決定した交付金等については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正は、平成25年4月23日から施行し、平成25年度から平成28年度までの交付事業及び補助事業について適用する。
- 2 前項の規定にかかわらず、平成25年3月31日までに旧要綱により、交付決定した交付金等については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正は、平成26年5月19日から施行し、平成26年度から平成28年度までの交付事業及び補助事業について適用する。
- 2 前項の規定にかかわらず、平成26年3月31日までに旧要綱により、交付決定した交付金等については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正は、平成27年5月12日から施行し、平成27年4月9日から平成28年度までの交付事業及び補助事業について適用する。
- 2 前項の規定にかかわらず、平成27年3月31日までに旧要綱により、交付決定した交付金等については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正は、平成28年3月25日から施行し、平成28年度の対象事業について適用する。
- 2 前項の規定にかかわらず、平成28年3月31日までに旧要綱により、交付決定した交付金等については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正は、平成29年5月18日から施行し、平成29年4月1日から平成29年度の対象事業について適用する。
- 2 前項の規定にかかわらず、平成29年3月31日までに旧要綱により、交付決定した交付金等については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正は、平成30年6月5日から施行し、平成30年4月1日から平成30年度の対象事業について適用する。
- 2 前項の規定にかかわらず、平成30年3月31日までに旧要綱により、交付決定した交付金等については、なお従前の例による。

附 則

この改正は、令和元年6月18日から施行し、平成31年4月1日から平成31年度(令和元年度)の対象事業について適用する。

附 則

この改正は、令和2年5月29日から施行し、令和2年度の対象事業について適用する。

附 則

この改正は、令和6年5月20日から施行し、令和6年度の対象事業について適用する。

別表（第3条、第7条～8条関係）

1 事業の種類	2 交付対象経費 及び補助対象経費	3 交付額	4 重要な変更																
<p>森林整備地域活動支援交付金交付等事業</p>	<p>市町村長が協定に基づき、交付対象者に対し、次の交付金を交付するのに要する経費及び市町村が地域活動に要する経費</p> <p>ア 交付金要領別表2のIの2の1（以下「交付金要領別表」という。）の(2)の①から③までの規定に基づき行われる「森林経営計画作成促進」に係る地域活動に要する経費。ただし、次の(ア)及び(イ)の表中の積算基礎森林の面積に1ヘクタール当たりの額を乗じて得た額を上限とする。</p> <table border="1" data-bbox="464 1115 938 1348"> <tr> <td>積算基礎森林</td> <td>1ヘクタール</td> </tr> <tr> <td>区 分</td> <td>当たりの額</td> </tr> <tr> <td>経営委託</td> <td>38,000円</td> </tr> <tr> <td>共同計画等</td> <td>8,000円</td> </tr> <tr> <td>間伐促進</td> <td>30,000円</td> </tr> </table> <p>(ア) 森林経営計画作成促進の地域活動にかかる交付単価</p> <p>(イ) 不在村森林所有者加算（不在村森林所有者に対する合意形成活動等を行った場合に(ア)に加算される額）の交付単価</p> <table border="1" data-bbox="464 1603 938 1868"> <tr> <td>積算基礎森林</td> <td>1ヘクタール</td> </tr> <tr> <td>区 分</td> <td>当たりの額</td> </tr> <tr> <td>合意形成活動等を行った不在村森林所有者の所有森林面積</td> <td>14,000円</td> </tr> </table> <p>イ 交付金要領別表の(2)の①から③までの規定に基づき行われる「森林境界の明確化」に係る地域活動に要する</p>	積算基礎森林	1ヘクタール	区 分	当たりの額	経営委託	38,000円	共同計画等	8,000円	間伐促進	30,000円	積算基礎森林	1ヘクタール	区 分	当たりの額	合意形成活動等を行った不在村森林所有者の所有森林面積	14,000円	<p>1 第2欄に掲げる経費（以下「経費」という。）が、同欄の上限額の2分の1を超える場合は、当該上限額の2分の1の額に、経費のうち上限額の2分の1を超える部分の額の2分の1を加えた額</p> <p>2 1以外の場合には、経費に、10分の10を乗じた額</p>	<p>交付金額の増及び3割を超える減</p>
積算基礎森林	1ヘクタール																		
区 分	当たりの額																		
経営委託	38,000円																		
共同計画等	8,000円																		
間伐促進	30,000円																		
積算基礎森林	1ヘクタール																		
区 分	当たりの額																		
合意形成活動等を行った不在村森林所有者の所有森林面積	14,000円																		

経費。ただし、次の(ア)から(オ)までの表中の積算基礎森林の面積に1ヘクタール当たりの額を乗じて得た額を上限とする。

(ア) 森林境界の明確化の地域活動にかかる交付単価

積算基礎森林	1ヘクタール
区 分	当たりの額
森林境界の測量を行った森林面積	45,000円

(イ) 精度向上加算（性能の高い機器を用いて(ア)の森林境界の測量及び基準点等と結合する測量を行った森林に加算される額）の交付単価

積算基礎森林	1ヘクタール
区 分	当たりの額
(ア)において、性能の高い機器を用いて境界の測量及び基準点等と結合させる測量を行った森林面積	10,000円

(ウ) リモセン加算（リモセンデータを活用して境界測量を行った場合に(ア)の森林境界の測量を行った森林に加算される額）の交付単価

積算基礎森林	1ヘクタール
区 分	当たりの額
(ア)においてリモセンデータを活用して境界の測量を行った森林面積	17,000円

(エ) 不在村森林所有者加算（不在村森林所有者に対する合意形成活動等を行った場合に(ア)に加算される額）の交付単価

積算基礎森林	1ヘクタール
区 分	当たりの額
合意形成活動等を行った不在村森林所有者の所有森林面積	13,000円

(オ) 森林境界案の作成の地域活動に係る交付単価

積算基礎森林	1ヘクタール
区 分	当たりの額
森林境界案の作成を行った森林面積	40,000円

ウ 交付金要領別表の(2)の①から③までの規定に基づき行われる「森林所有者の探索」に係る地域活動に要する経費。ただし、積算基礎森林の面積に1ヘクタール当たり5,000円を乗じて得た額を上限とする。

エ 交付金要領別表の(2)の①から③までの規定に基づき行われる「森林経営計画作成・森林境界の明確化に向けた条件整備」に係る地域活動に要する経費。ただし、積算基礎森林の面積に1ヘクタール当たり40,000円を乗じて得た額を上限とする。

<p>市町村推進事務</p>	<p>交付金要領別表(2)の規定に基づき、市町村が行う次の事業に要する交付金要領別表(2)の④のアの(イ)の規定に基づく次の経費</p> <p>(補助対象事業)</p> <p>ア 推進等 イ 確認事務 ウ 交付事務</p> <p>(補助対象経費)</p> <p>人件費(会計年度任用職員人件費) 賃金(臨時雇用賃金) 委託費(現地確認等補助作業及び地域説明会委託費) 印刷費(資料等印刷費) 会議費(茶菓等購入費、会場借料等) 旅費(指導・調査旅費、連絡旅費) 連絡費(郵送料等) 賃借料(自動車、パソコン等賃借料) 消耗品費(消耗品購入費)</p>	<p>経費に2分の1を乗じた額</p>	<p>第2欄に掲げる交付対象事業ア、イ及びウの経費の相互間における流用による、いずれかの経費の3割を超える増減</p>
----------------	---	---------------------	---

様式第1号（第4条、第10条関係）

〇〇年度鳥取県森林整備地域活動支援交付金等事業計画（報告）書

1 事業内容

区 分	内 容
森林整備地域活動支援交付金交付事業（市町村と協定を締結した者が事業実施主体であるもの）	
森林整備地域活動支援交付金事業（市町村が事業実施主体であるもの）	
市町村推進事務	

2 経費の配分

区 分	総事業費 (A+B+C)	負 担 区 分				
		県			市町村 (B)	その他 (C)
		国庫分	県費分	計 (A)		
森林整備地域活動支援交付金交付事業（市町村と協定を締結した者が事業実施主体であるもの）	円	円	円	円	円	
森林整備地域活動支援交付金事業（市町村が事業実施主体であるもの）						
市町村推進事務						
推進等						
確認事務						
交付事務						
計						

※1 積算内訳：別紙（森林整備地域活動支援交付金交付事業（市町村と協定を締結した者が事業実施主体であるもの）と森林整備地域活動支援交付金事業（市町村が事業実施主体であるもの）の両方を実施した場合は、それぞれについて作成すること。）

### 3 収支予算（精算）

#### (1) 収入の部

区 分		本年度予算 (本年度精算)額	前年度予算 (本年度予算)額	比較増減額		備考
				増	減	
森林整備地域活動支援交付金交付事業(市町村と協定を締結した者が事業実施主体であるもの)	県交付金	円	円	円	円	
	市町村費					
	その他					
	計					
森林整備地域活動支援交付金事業(市町村が事業実施主体であるもの)	県交付金					
	市町村費					
	計					
市町村推進事務	県補助金					
	市町村費					
	計					
合 計	県交付金・補助金					
	市町村費					
	その他					
	計					

#### (2) 支出の部

区 分	本年度予算 (本年度精算)額	前年度予算 (本年度予算)額	比較増減額		備考
			増	減	
森林整備地域活動支援交付金交付事業(市町村と協定を締結した者が事業実施主体であるもの)	円	円	円	円	
森林整備地域活動支援交付金事業(市町村が事業実施主体であるもの)					
市町村推進事務					
推進等					
確認事務					
交付事務					
合 計					

4 他の補助金の活用の有無（有・無）

注) 1 他の補助金の活用の有無について、「有」「無」のいずれかに○を記載すること。

2 「有」の場合は、活用する補助金名やその事業内容、当該補助金に係る問い合わせ先（補助金を所管している部署名や団体名及び連絡先）を以下に記載すること。

活用する補助金	
事業内容	
当該補助金に係る問い合わせ先（補助金を所管している部署名・団体名及び連絡先）	

5 消費税の取扱い

（ 一般課税事業者 ・ 簡易課税事業者 ・ 免税事業者 ・  
特定収入割合が5%を超えている公益法人等 ・ 地方公共団体 ・  
仕入控除税額が明らかでない一般課税事業者 ）

注) 該当するものに○をすること。

6 事業完了（予定）年月日

7 添付書類

- (1) 交付金要領別表の(2)の④のイの規定に基づく「令和 年度森林整備地域活動支援交付金推進事務実施計画書」（別紙様式第5の別紙）
- (2) 交付金要領別表の(2)の⑨の(ア)の規定に基づく「令和 年度森林整備地域活動支援交付金実績報告書」（別紙様式第11の別紙）
- (3) 市町村の交付金等の交付に関する規程
- (4) 森林整備地域活動支援交付金交付事業積算（精算）内訳（2の関係）
- (5) 交付金要領の第1の4の(3)の規定に基づく「環境負荷低減チェックシート（林業事業者等向け）」（別記様式第1号—1）又は「環境負荷低減チェックシート（その他民間事業者・自治体等向け）」別記様式第1号—2）

様

職 氏 名

〇〇年度鳥取県森林整備地域活動支援交付金等交付決定通知書

年 月 日付けの申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった〇〇年度鳥取県森林整備地域活動支援交付金等（以下「本交付金等」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 対象事業

本交付金等の対象事業の内容は、・・・・・・・・とする。

2 交付決定額等

本交付金等の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、対象事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

- |     |       |   |   |
|-----|-------|---|---|
| (1) | 算定基準額 | 金 | 円 |
| (2) | 交付決定額 | 金 | 円 |

3 経費の配分

本交付金等の対象経費の配分及びその配分された経費に対応する交付決定額は・・・・・・・・とする。

ただし、対象事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。

4 交付額の確定

本交付金等の額の確定は、対象経費の実績額について、鳥取県森林整備地域活動支援交付金等交付要綱（平成14年5月20日付林第62号鳥取県農林水産部長通知。以下「要綱」という。）第3条第2項及び第5条第3項の規定を適用して算定した額と、前記2の(2)の交付決定額（変更された場合は変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

5 補助規程の遵守

本交付金等は、間接国費補助金に該当するものであり、その收受及び使用、交付金等事業遂行等に当たっては、規則及び要綱のほか、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、農林畜水産業関係補助金交付規則（昭和31年農林水産省令第18号）、森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策補助金等交付等要綱（平成30年3月30日付29林政第893号農林水産事務次官依命通知）、林業・木材産業循環成長対策交付金実施要領（令和5年3月30日付4林政経第899号林野庁長官通知）の規定に従わなければならない。

年 月 日

様

職 氏 名

〇〇年度鳥取県森林整備地域活動支援交付金に係る仕入控除税額確定報告書

年 月 日付第 号により交付決定のあった鳥取県森林整備地域活動支援交付金等に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、下記のとおり報告します。

記

- 1 交付された補助金等の額の確定額  
金 , 円
- 2 消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額  
金 , 円
- 3 補助金の額の確定までに減額した仕入控除税額  
金 , 円
- 4 補助金返還額（2から3の額を差し引いた額）  
金 , 円
- 5 添付資料
  - (1) 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の積算方法や積算内訳等を記載した書類
  - (2) 課税期間分の消費税及び地方消費税の確定申告書（写し）
  - (3) 課税売上割合・控除対象仕入れ税額等の計算表（写し）

様式第3号 別紙（第10条関係）

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の計算方法や積算の内訳等を記載した書類

- 1 法人名
- 2 法人住所
- 3 代表者職氏名
- 4 補助事業名
- 5 補助金額
- 6 当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額
- 7 6の計算方法や積算の内訳

(1) 補助対象経費（補助金の使途）の内訳

区 分	課税仕入れ				非課税仕入れ	合計
	課税仕入れ	課税売上 対応分	非課税売上 対応分	共通対応分		
経 費 の 内 訳	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇
	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇
	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇

- (2) 課税売上割合 〇〇%
- (3) 補助金に係る仕入控除税額の計算方法

(別紙)

森林整備地域活動支援交付金事業積算（精算）内訳

(1) 森林経営計画作成促進

協定名	代表者	区 分	積 算 基 礎 森 林						交 付 金		
	住所・氏名		交付金要領別表の(2)の③のアの (ア)のbの(a)に該当するもの (ha)			交付金要領別表(2)の③のアの (ア)のbの(b)に該当するもの (ha)			合 計 (ha)	支払先 (件)	交付額 (円)
			経営委託	共同計画 等	間伐促進	経営委 託	共同計画等	間伐促進			
		面 積									
		加算措置 (不在村森林 所有者加算)									
計		面 積									
		加算措置 (不在村森林 所有者加算)									

(注) 積算基礎森林の「加算措置（不在村森林所有者加算）」欄には、交付金要領別表の(2)の③のアの(イ)のbに規定する森林の面積を記載する。

(2) 森林境界の明確化

協定名	代表者	積算基礎森林			交付金		
	住所・氏名	区分	交付金要領別表の(2)の③のイの(ア)のbに該当するもの (ha)		合計 (ha)	支払先 (件)	交付額 (円)
			森林境界の測量	森林境界案の作成			
		面積					
		加算措置 (精度向上加算)					
		加算措置 (リモセン加算)					
		加算措置 (不在村森林所有者加算)					
計		面積					
		加算措置 (精度向上加算)					
		加算措置 (リモセン加算)					
		加算措置 (不在村森林所有者加算)					

(注) 積算基礎森林の「加算措置(精度向上加算)」欄には、交付金要領別表の(2)の③のイの(イ)のbに規定する森林の面積、「加算措置(リモセン加算)」欄には、交付金要領別表の(2)の③のイの(イ)のcに規定する森林の面積、「加算措置(不在村森林所有者加算)」欄には、交付金要領別表の(2)の③のイの(イ)のdに規定する森林の面積を記載する。

(3) 森林所有者の探索

協定名	代表者	積算基礎森林		交付金	
	住所・氏名	交付金要領別表の(2)の③のウの(ア)のbに該当するもの (ha)	合計 (ha)	支払先 (件)	交付額 (円)
計					

(4) 森林経営計画作成・森林境界の明確化に向けた条件整備

協定名	代表者	積算基礎森林			交付金	
	住所・氏名	交付金要領別表の(2)の③のエの(ア)のb(うち交付金要領別表(2)の①のイ)に該当するもの (ha)	交付金要領別表の(2)の③のエの(ア)のb(うち交付金要領別表(2)の①のイ)に該当するもの (ha)	合計 (ha)	支払先 (件)	交付額 (円)
計						